

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市デジタル基盤運用保守業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6－4－4外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 27 日
契 約 の 相 手 方 名	株式会社日立製作所 北関東支店
契 約 金 額	206,778,000円
随意契約によること とした理由	令和8年度に予定している「さいたま市デジタル基盤運用保守業務」(以下「運用保守委託業務」)については、令和6年度及び令和7年度の「さいたま市デジタル基盤構築業務」(以下「構築委託業務」)により構築したクラウドサービス(Microsoft 365)に係る運用保守を行うものである。 令和6年度の構築委託業務を実施している中で、認証システム等の複数のシステムとの連携のため、事業者において独自に設計・構築する仕組みが必要となった。 そのため、運用保守委託業務においては、構築委託業務において事業者が構築した事業者独自の仕組み・技術を基に、運用保守を行う必要がある。両業務は密接不可分の関係にあることから、次年度から始まる新環境における運用保守の実績が全くない状況で、同一事業者以外の者が運用保守(改修を含む。)を行った場合にはMicrosoft 365環境の運用に著しく支障が生じ、業務の履行を達成できない可能性が著しく高い。 以上により、運用保守委託業務は、構築委託業務の調達者による特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合に該当することから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号に該当するため、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によるものとし、構築委託業務の調達者である株式会社日立製作所北関東支店を相手方として選定し、契約を締結した。 【根拠法令】地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市財務会計システム保守業務
履 行 場 所	さいたま市内 さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 名	株式会社日立製作所 北関東支店
契 約 金 額	52,800,000円
随意契約によること とした理由	さいたま市財務会計システムは予算、歳入歳出、契約等、市の財務関連業務に必要不可欠なシステムであり、システム障害発生時には財政運営に直接影響を及ぼすシステムである。 本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウィルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などである。 システムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である株式会社日立製作所 北関東支店でしか作業が出来ないものである。 以上により、本調達 は 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1項第1号に該当するため、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市統合型地理情報システム保守業務
履 行 場 所	さいたま市内 さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 名	国際航業株式会社 埼玉支店
契 約 金 額	7,480,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、さいたま市庁内各部署が整備、保有する地図データの共有をもって業務効率の向上を図り、また地図データの一部を市民へ公開することによって行政サービスの向上を図ることを目的とした統合型地理情報システムの保守を行うものである。 本業務の内容は、搭載データの更新、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、区画整理区画整理が発生した際の住所データの修正などとなっている。 これらの作業は、システムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である国際航業株式会社埼玉支店でなければ実施できないものである。 以上により、本調達は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定により随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市住民記録・印鑑登録・国民年金システム運用保守業務
履 行 場 所	さいたま市内 さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 名	富士通Japan株式会社 首都圏事業部(埼玉)
契 約 金 額	241,489,600円
随意契約によること とした理由	さいたま市住民記録・印鑑登録・国民年金システムシステムは市民サービスに直結している基幹業務のシステムであり、システム障害発生時には市民サービスに直接影響を及ぼすシステムである。 本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウィルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などである。 システムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社 首都圏事業部(埼玉)でしか作業が出来ないものである。 以上により、本調達では地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定により随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市税システム保守業務
履 行 場 所	さいたま市内 さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 名	富士通Japan株式会社 首都圏事業部(埼玉)
契 約 金 額	185,249,900円
随意契約によること とした理由	さいたま市税システムは市民サービスに直結している基幹業務のシステムであり、システム障害発生時には市民サービスに直接影響を及ぼすシステムである。 本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウィルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などである。 システムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社 首都圏事業部(埼玉)でしか作業が出来ないものである。 以上により、本調達 は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定により随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市統合基盤システム保守業務
履 行 場 所	さいたま市内 さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 名	富士通Japan株式会社 首都圏事業部(埼玉)
契 約 金 額	56,628,000円
随意契約によること とした理由	さいたま市統合基盤システムは市民サービスに直結している基幹業務のシステムであり、システム障害発生時には市民サービスに直接影響を及ぼすシステムである。 本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウィルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などである。 システムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社 首都圏事業部(埼玉)でしか作業が出来ないものである。 以上により、本調達では地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定により随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市申請管理システム保守業務
履 行 場 所	さいたま市内 さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 名	富士通Japan株式会社 首都圏事業部(埼玉)
契 約 金 額	14,120,700円
随意契約によること とした理由	さいたま市申請管理システムは市民サービスに直結している基幹業務のシステムであり、システム障害発生時には市民サービスに直接影響を及ぼすシステムである。 本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウィルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などである。 システムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社 首都圏事業部(埼玉)でしか作業が出来ないものである。 本業務は随意契約のガイドラインにある通り、「当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者しかできない改良を実施する」ものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、システムの著作権を持つ富士通Japan株式会社 首都圏事業部(埼玉)との随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市戸籍システム保守業務
履 行 場 所	さいたま市内 さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 名	富士通Japan株式会社 首都圏事業部(埼玉)
契 約 金 額	22,124,300円
随意契約によること とした理由	さいたま市戸籍システムは市民サービスに直結している基幹業務のシステムであり、システム障害発生時には市民サービスに直接影響を及ぼすシステムである。 本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウィルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などである。 システムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社 首都圏事業部(埼玉)でしか作業が出来ないものである。 本業務は随意契約のガイドラインにある通り、「当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者しかできない改良を実施する」ものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、システムの著作権を持つ富士通Japan株式会社 首都圏事業部(埼玉)との随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市庁内情報共有学習システム運用業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 名	AGS株式会社
契 約 金 額	2,247,300円
随意契約によること とした理由	本業務は、「さいたま市庁内情報共有学習システム」にて安定的に自席での職員研修及び情報共有等を図れるよう、本システムに関する運用管理・保守等の業務を行うものである。 本業務は、当該クラウド型システムの運用管理・保守等を一括して行っており、「さいたま市庁内情報共有学習システム」の詳細な情報及びソフトウェアの著作権を輸しているサービス提供者であるAGS株式会社以外には実施できないものである。 以上により、本調達は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市健康管理システム運用保守業務
履 行 場 所	さいたま市役所 外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 名	富士通Japan株式会社 首都圏事業部(埼玉)
契 約 金 額	114,180,000円
随意契約によること とした理由	さいたま市健康管理システムは市民サービスに直結している基幹業務のシステムであり、システム障害発生時には市民サービスに直接影響を及ぼすシステムである。 本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウィルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などである。 システムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社 首都圏事業部(埼玉)でしか作業が出来ないものである。 以上により、本調達では地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定により随意契約によるものとし、同社を相手方として随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市財務会計システム保守業務(備品管理システム分)
履 行 場 所	さいたま市内 さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 名	株式会社デージーネット
契 約 金 額	2,363,900円
随意契約によること とした理由	さいたま市財務会計システム(備品管理システム分)は備品管理業務に必要不可欠なシステムであり、システム障害発生時には備品管理に直接影響を及ぼすシステムである。 本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウィルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などである。 システムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である株式会社デージーネットでしか作業が出来ないものである。 本業務は随意契約のガイドラインにある通り、「当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者しかできない改良を実施する」ものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、システムの著作権を持つ株式会社デージーネットとの随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたまシティスタット基盤運用支援・保守業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 名	株式会社エーティーエルシステムズ 北関東オフィス
契 約 金 額	2,178,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、さいたまシティスタット基盤(以下、「基盤」)の運用保守・支援を行うものである。 業務内容は未知の障害に対する復旧対応、年度切替処理などの定例保守、セルフサービスBI運用に係る質問対応、運用改善のための見直し適用作業などとなっており、これらの業務は、基盤の仕様、採用しているソフトウェア、処理プログラムに関する詳細な情報及び、対応するための知識を有している必要がある。 このため、本業務は基盤の構築業者でしか履行出来ないものであるため、当該業者との随意契約とした。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市マイナンバーカード申請支援事務
履 行 場 所	さいたま市内の郵便局
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 25 日
契 約 の 相 手 方 名	日本郵便株式会社
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 20,763,238円 初期導入費20,000円/1局 固定費1,000円/1局月 外1種類
随意契約によること とした理由	本事務は、「個人番号カード交付申請書」の作成支援を必要としているさいたま市内の住民を対象に、日本郵便局株式会社関東支社(市内郵便局)が支援を行うことにより、市民の利便増進及びマイナンバーカードの普及促進を図ることを目的とする。 「さいたま市と日本郵便株式会社とのマイナンバーカード交付申請支援に向けた連携と協力に関する協定書」により実施する業務であることから、当該業務の委託先は、協定締結の相手方である日本郵便株式会社に限定されるため、1者随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部未来都市推進部
件 名	美園タウンマネジメント協会運営業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 名	一般社団法人美園タウンマネジメント
契 約 金 額	22,000,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、美園地区が人々や企業に選ばれるまちとなるため、「公民＋学」の各プレイヤーがオープンかつフラットに連携し、最先端の技術や知見を活かしながら、新たな地域サービスの創出・展開や地域ブランド力の増進を目指す「美園タウンマネジメント協会の事務局業務を委託するものである。 以下に掲げる事由から、「契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される場合」に該当することから、当該法人を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約(特命随意契約)の相手方とした。 ① 公民＋学の連携による美園地区等のタウンマネジメントを実践するために設立された非営利型の一般社団法人であること。 ② 「美園タウンマネジメント協会」の一員でもあり、設立時から継続して関係団体との連携体制等を構築しているとともに、市民・企業等の相談窓口として、美園地区におけるステークホルダーのハブとなっていること。 ③ 美園地区において認定された都市再生推進法人であり、美園地区の特色や課題等を十分に把握しながら、地域や協会と連携したまちづくりを進めていること。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号